

日本教育大学協会全国へき地・小規模校教育部門規程

平成30年11月18日制定

(目的)

第1条 日本教育大学協会全国へき地・小規模校教育部門（以下「部門」という。）は、部門に加入する会員（以下「部門会員」という。）間の連携により、へき地・小規模校教育に関する研究・実践交流を進め、もってへき地・小規模校教育の振興とその担い手としての教員養成を行うことを目的とする。

(事務局)

第2条 部門の事務局を、北海道教育大学事務局学務部地域連携推進室内に置く。

(事業)

第3条 部門は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) へき地・小規模校教育に関する研究活動
- (2) へき地・小規模校教育に関する教育活動
- (3) へき地・小規模校教育に関する教師教育
- (4) へき地・小規模校教育に関する情報交換
- (5) へき地・小規模校教育に関する資料提供
- (6) へき地・小規模校教育に関する研修活動
- (7) へき地・小規模校教育に理解ある部門会員の拡大
- (8) その他部門の目的を達成するために必要な事業

(部門会員)

第4条 部門会員は、原則として日本教育大学協会を組織する会員に所属する常勤教員とし、必要に応じて、それ以外の者を部門会員とすることができる。

(部門研究会)

第5条 部門は、部門研究会を開催する。部門研究会は、日本教育大学協会研究集会に併せて開催する。

(役員)

第6条 部門に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 運営委員 若干名

2 代表は、北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター長とする。

- 3 副代表は、北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター副センター長とする。
- 4 運営委員は、代表がこれを委嘱する。
- 5 運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門会議)

第7条 代表は、部門会議を招集し、議長となる。

- 2 議長が必要と認めたときは、役員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(退会)

第8条 部門会員は、部門に申し入れることにより、退会することができる。

附 則

本規程は、平成30年11月18日から施行する。